（輸入防疫対象疾病等）

第一条　水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。

（表略）

２　法第十三条第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（輸入の申請）

第二条　法第十三条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

２　法第十三条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（輸入許可証の交付）

第三条　法第十三条第四項の規定により交付する輸入許可証の様式は、別記様式第二号による。

（管理すべき期間）

第四条　法第十四条第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

（表略）

（管理の方法）

第五条　法第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（輸入防疫対象疾病の検査）

第六条　法第十四条第二項の規定により検査を受ける者は、あらかじめ、文書又は口頭により、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一～六　（略）

（身分証明書の様式）

第七条　法第十六条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号による。

（通路設置計画等の作成及びその承認）

第八条　法第二十六条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令を受けた日から六十日以内に、左表の上欄に掲げる命令の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載した計画書に同表の下欄に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

（表略）

（除害工事命令）

第九条　法第二十七条第四項の利害関係人が、同条第一項に規定する除害工事の命令を申請しようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（輸入防疫対象疾病等）

第一条の二　水産資源保護法（以下「法」という。）第十三条の二第一項の農林水産省令で定める輸入防疫対象疾病は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる伝染性疾病とする。

（表略）

２　法第十三条の二第一項の農林水産省令で定める水産動物は、前項の表の上欄に掲げる水産動物であつて、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（輸入の申請）

第一条の三　法第十三条の二第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

２　法第十三条の二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四　（略）

（輸入許可証の交付）

第一条の四　法第十三条の二第四項の規定により交付する輸入許可証の様式は、別記様式第二号による。

（管理すべき期間）

第一条の五　法第十三条の三第一項の農林水産省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる水産動物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

（表略）

（管理の方法）

第一条の六　法第十三条の三第一項の農林水産省令で定める方法は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（輸入防疫対象疾病の検査）

第一条の七　法第十三条の三第二項の規定により検査を受ける者は、あらかじめ、文書又は口頭により、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一～六　（略）

（身分証明書の様式）

第一条の八　法第十三条の五第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第三号による。

（通路設置計画等の作成及びその承認）

第二条　法第二十三条第二項の規定による命令を受けた者は、当該命令を受けた日から六十日以内に、左表の上欄に掲げる命令の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載した計画書に同表の下欄に掲げる書類を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。

（表略）

（除害工事命令）

第三条　法第二十四条第四項の利害関係人が、同条第一項に規定する除害工事の命令を申請しようとするときは、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）